

改正後

改正前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 24)

納税地	
連親 法人名	
代表者 又は 親任役員	殿

第 号  
年 月 日  
税 務 署 長  
財 務 事 務 官

(新設)

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加 算 税 の 額
自 年 月 日 至 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額	円
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ( )	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店  
及び蔵入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

連結事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。